

# 港区芝小学校いじめ防止基本方針

## 1 目的

この基本方針は、いじめ防止推進法（以下、「法」という。）、東京都いじめ防止対策推進条例、東京都いじめ防止対策推進基本方針および港区いじめ防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定める。

本校では、いじめを「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第二条）」とし、本校においていじめが絶対に起こらないようにすることを目的とする。

## 2 基本理念

本校のすべての子供たちは、かけがえのない存在である。よって、いじめを受けた子供たちは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであること、また、いじめを行った子供たちにも、その成長に多大なる影響を与えるものである、と捉えている。

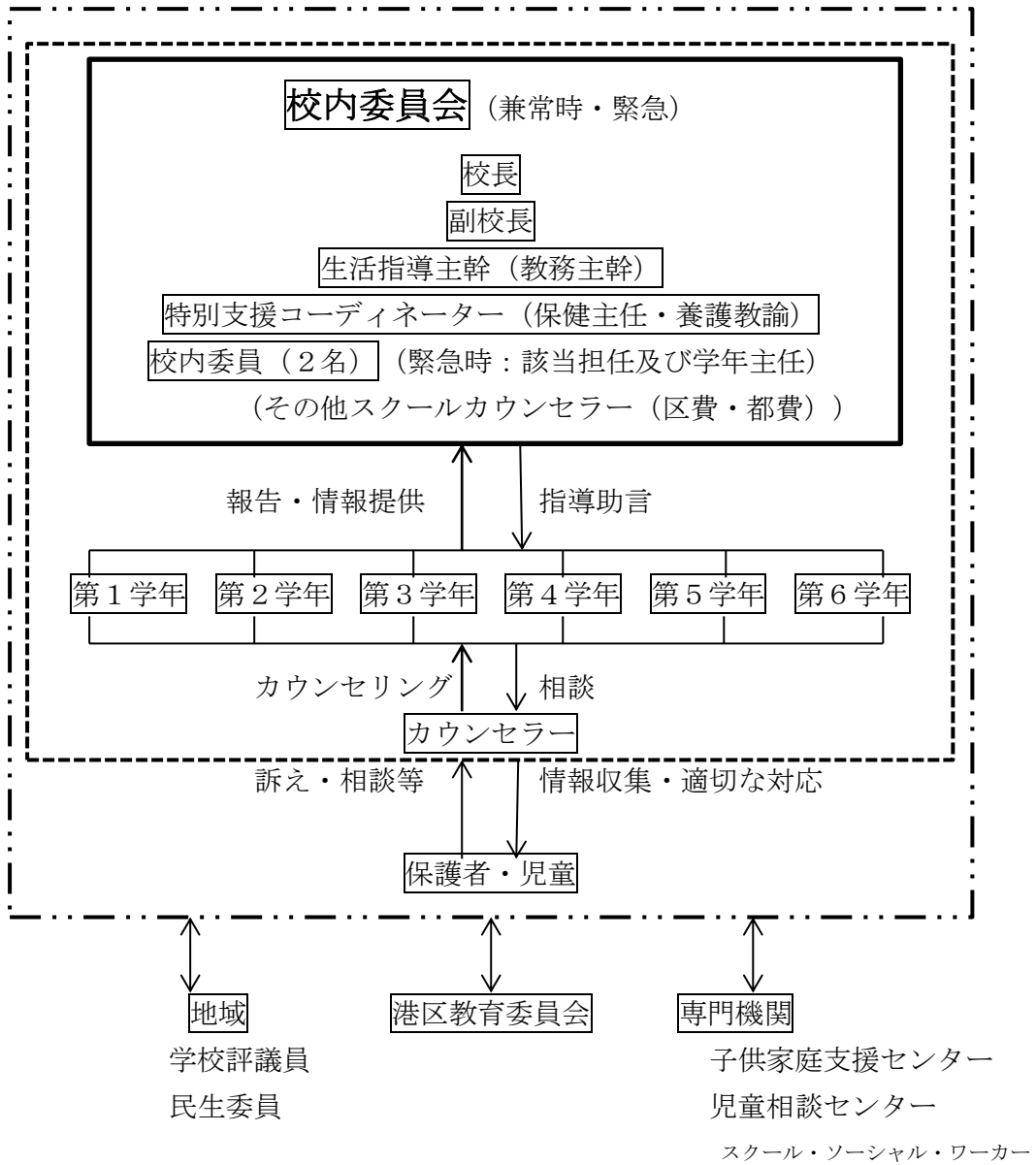
以上のことを深く受け止め、以下の基本理念を掲げていじめの防止に取り組む。

- (1) いじめは、人間の尊厳を傷付ける重大な人格侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。そして、本校の取組が、いじめをせず、相互の人格を尊重できる子供たちを育成できるように全教職員が普段の努力をする。
- (2) いじめは全ての子供に関する問題であり、いじめは、いつ、いかなるところでも起こりうる、との認識に立ち、全教職員が子供たちの状況を十分に把握する。
- (3) 子供たちの生命及び心身を保護することが最も重要である、という認識に立つ。その上で、家庭、地域、港区教育委員会、関連諸機関等と連携しながら、いじめを受けた子供には寄り添って守ること、また、いじめを行った子供には毅然とした態度で十分な指導を行うこと、さらに、周囲の子供たちには勇気をもっていじめ阻止のために行動させるようにする。

## 3 取組の基本姿勢

いじめは、いつ、いかなるところでも起こりうる、との認識をもち、未然防止、早期発見、完全解決に向け、全教職員が不断の努力をする。また、積極的に家庭、地域、港区教育委員会、関連諸機関等に働きかけて連携を図るなど、組織的な取組ができるように努力する。

#### 4 本校の体制



## 5 具体的な取組

### (1) 校内委員会（学校いじめ対策委員会として）

本校では、平素より行っている校内委員会で、児童の課題についての情報提供や対処について話し合っている。緊急を要する場合には、本委員会のメンバーを招集して対応に当たるようにする。

#### ① 構成メンバー

校長、副校長、生活指導主幹、教務主幹、特別支援コーディネーター  
校内委員（2名）、該当学年主任、学級担任

#### ② 内容

- 1) 子供たちや学級・学年等の様子についての情報交換を行い、特にいじめの早期発見や早期対応が図れるようにする。また、学年主任は、学年会等で学級の状況について話し合い、必要に応じて情報を提供する。
- 2) 本委員会は月1回開催することを原則とする。
- 3) 情報は常に校長に伝えるようにし、校長が「対応の必要あり」と判断した場合には、必ず緊急に委員会を開催する。
- 4) 緊急に委員会を開催した際には、具体的方策を明確にし、事実認定や調査等を行わせるようにする。
- 5) 本委員会は、校長の指導の下、適宜研修会を開催する。

### (2) 学校全体での取組

本校では、東京都いじめ防止対策基本方針（東京都平成26年7月）を基に、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4段階それぞれに具体的な取組を行うようにする。

#### ① 未然防止

- 1) 教職員の取組
  - ア いじめ防止年間計画の作成
  - イ 校内研修会の実施（原則学期1回）
  - ウ 学年会における情報交換（随時）
  - エ スクールカウンセラーの活用
- 2) 教育課程等への位置付けと具体的な学習活動の実施
  - ア 学習年間指導計画や道徳年間計画等への「いじめ」に関する学習の位置付け
  - イ 生活アンケートの実施による実態把握（月1回）
  - ウ 人権週間における校長の講話及び学級担任による学級指導
  - エ 2学期実施予定の人権週間においての標語の作成・発表および実施状況についての自己評価の実施

- オ いじめや命に関わる報道を基にした学級指導等
  - カ スクールカウンセラーの活用についてのガイダンスと積極的な活用
  - キ 学習活動における子供たち相互の関わり合う場の設定
- 3) 保護者や地域に対する取組
- ア 学校便り、学年便り、学級通信等による保護者への啓発
  - イ 学校説明会等を活用しての保護者は地域への啓発
  - ウ 保護者会を活用しての保護者への啓発
  - エ スクールカウンセラーについての説明
  - オ 学校評議員への取組の説明

## ② 早期発見

- 1) 教職員の取組
- ア ①1)にある研修会を基にした具体的な実態把握（意識調査の実施）
  - イ 管理職及び学年内での子供たちの観察（随時）
  - ウ 学年会における情報交換
  - エ スクールカウンセラーとの情報交換
  - オ 情報の記録及び共有
  - カ 学級担任等へのケア
- 2) 子供たちへの具体的な働きかけ
- ア スクールカウンセラーとの面談（4・5年生、1学期）
  - イ 生活アンケートの実施による実態把握（月1回、①2）イ）
  - ウ 担任教員等との面談
- 3) 保護者や地域との連携
- ア 保護者からの情報収集（随時）
  - イ 保護者のスクールカウンセラーへの相談と情報共有（随時）
  - ウ 地域からの訴え等による情報収集と共有（随時）
  - エ 児童館との連携

## ③ 早期対応

- 1) いじめ発生時
- ア 臨時校内委員会の開催→臨時対策会の設置
  - イ 臨時対策会による方針の決定
- 2) 事情聴取・情報共有
- ア 管理職や生活指導主幹、教務主幹、特別支援コーディネーター、学年主任、学級担任等による被害者、加害者への聞き取り
  - イ 港区教育委員会への報告
  - ウ アを基にした情報把握
  - エ 全教職員による情報共有

オ 学級担任を始めとする関係教職員への指導

3) いじめ解消に向けた対策

ア 被害者に対するケア

イ 加害者に対する複数教員による指導

ウ いじめを伝えた子供へのケア

エ 学級を始めとする子供たち全体への指導

4) 保護者との連携

ア 被害者の保護者との連携

イ 加害者の保護者への連絡・指導

ウ いじめを伝えた子供の保護者との連携

④ 重大事態への対応

1) 被害者やその保護者への対応

2) 加害者やその保護者への対応

3) 港区教育委員会への報告と連携

4) その他関係諸機関等々の連携